

令和4年7月5日  
島根県防災部防災危機管理課  
担当：長廻、吉永  
電話：0852-22-6486

## 第75回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和4年7月5日（火） 15:00～15:25

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、教育長、県警本部長、各部局長、女性活躍推進統括監、  
関係課長 計25名

内 容：以下のとおり

### 1. 県内の患者発生状況等について

#### （1）県内の患者発生状況等について

健康福祉部（健康福祉部長）

【資料1】

- ・資料1をご覧ください。6月の新規陽性者の数は2,980人となっておりまして、2ページをご覧いただきますと、7月は、昨日までの4日間の累計で1,886人の陽性者が確認されていますが、昨日4日には1日当たりの陽性者数としては過去最多となる755人を確認しました。
- ・特に、保健所別内訳を確認しますと昨日は、出雲保健所管内で410人、松江保健所管内で226人と、県東部において陽性者数が急増していますが、県西部や隠岐地域についても陽性者が増えている状況です。
- ・3ページ上のグラフをご覧ください。感染者数を週単位で棒グラフにしております。6月13日の週から増加しており、グラフの一番右、6月27日から7月3日までの1週間は2,448人と急増し、これまでの最高であった1,234人の約2倍の高さとなっています。このあと、感染状況については詳しく、感染症対策室から説明します。
- ・次に、3. 病床確保状況及び使用率の表をご覧ください。現在は、病

床は最大で371床を確保しており、そのうち、速やかに患者の受入れができる即応病床は、青の折れ線グラフのとおり、陽性者が増加してきたことに対応して、病床数を増やしており、現在、339床（前回会議(7/1)報告から+18床）としております。

- ・昨日、7月4日時点での入院患者数は120人、病床使用率は、確保病床で32.3%、即応病床で35.4%となっています。
- ・なお、入院患者120人のうち、65歳以上の高齢者は102人、全体の85.0%となっていますが、重症化リスクの高い高齢者については、原則入院としており、複数の高齢者施設においてクラスターが発生していることが影響しています。
- ・この他、療養先の調整が終わった入院等調整済の方が312人、調整中の方が1,251人となっています。
- ・続いて、4ページをご覧ください。4. 軽症者等の療養ですが、昨日7月4日時点で、宿泊療養は19人、自宅療養は1,777人（前回会議(7/1)報告人数に比べ+617人）と感染急拡大の影響を受けて自宅療養者の数が急増しています。
- ・今後も感染拡大に備えて、後ほど説明させていただきますが、出雲保健所をはじめ各保健所が、施設の調査や幅広検査の実施ができるよう本庁において、積極的疫学調査の代行を行うなど、各保健所の支援を強化するとともに必要に応じた対応を迅速かつ柔軟に行ってまいります。

健康福祉部（感染症対策室長）

【資料1 グラフ】

- ・日々の感染者数の報告数になりますが、昨日7月4日、755名と過去最大の陽性者を確認いたしました。直近1週間の10万人対の感染者数も434名と全国の中でも非常に高い水準を示しております。
- ・755名のうち、出雲保健所管内が410名、松江保健所管内が226名、合計しますと636名、全体の84%をこの2つの保健所管内で占めています。
- ・8市の感染者、これも人口比率になりますが、最も多いのが出雲市、そして安来市、雲南市、松江市と続いています。このデータは7月4日のデータでございますので、昨日までのデータに変えると、県西部

である大田市、浜田市といったところも増加を示しています。

- ・年代別の感染者の人口 10 万人比ですが、今まで、20 歳代、30 歳代、40 歳代に感染者が多いという報告をさせていただきましたが、直近になると、18 歳以下の世代に感染者が増えております。ただ、県の水準より低いですが、50 歳代以上の感染者も増えているというところがこの第 7 波のオミクロン株 BA. 5 の特徴かと思います。
- ・その中でも、出雲市の状況です。出雲市においても、感染者の割合、各年代とも非常に高い数字を示しております。全県の（人口 10 万人比の）数字と比較して全県の倍程度の感染者が出ているというところがおわかりかと思います。
- ・現在の中等症患者の 4 月以降の患者の推移です。赤い棒グラフはその上との中等症患者の数の推移を示しております。
- ・青い部分は重症患者になりますけども、第 6 波の後半であるオミクロンの BA. 2 が大変流行した 4 月、5 月の上旬以上に第 7 派であるオミクロン株の BA. 5 の流行については、中等症以上の症例が増えているということがわかるかと思います。
- ・それに合わせて黒い破線の確保病床に対するその使用率、現在、7 月 3 日現在ではありますが、3 分の 1 の 32.3% の使用率となっております。
- ・3 分の 1 レベルではありますが、入院患者のうち 60 才以上の占める割合が 93% とほぼ高齢者の入院となっております。
- ・そのうち、高齢者の入院となりますと、それぞれ介護度あるいは認知度といった様々なスケールが加えることによって、ベッド数以上に医療スタッフの数がかかるというところで、本来でいくと 3 分の 1 程度ではありますが、実際にはその倍以上の病床の使用度合であるということをご理解いただければと思います。

(2) 全国の感染状況について

防災部（防災危機管理課長）

【資料 2】

(3) 「感染状況のレベル」について

防災部（防災危機管理課長）

【資料 3】

## 2. 島根県の対応について

(1) 出雲保健所支援のための本庁での積極的疫学調査の代行実施について

健康福祉部（健康福祉部長）

【資料4】

- ・出雲保健所の状況については、管内の新規陽性者数が、昨日は、410人でしたが、これまでも6月27日頃から1日当たり200人前後で推移し、保健所職員と応援職員を合わせた出雲保健所100人程度の人員では、陽性判明日の翌日に陽性の告知や行動制限の依頼等ができなくなるなど、積極的疫学調査に遅れが生じ、業務が停滞している状況です。
- ・このため、6月30日からは、調査の実施体制を変更し、保健所が施設の調査や幅広検査の実施に専念できる体制を確保するために、出雲保健所が行っている積極的疫学調査の一部の業務を本庁で代行実施しております。
- ・本庁で行っている業務内容は、（1）にありますように、陽性の告知、行動制限の依頼、基本情報やメディカルスクリーニングに必要な基礎疾患等の情報、そして行動の調査、家族への検査案内等です。
- ・実施体制は、（2）にありますように、6月30日から7月3日まで健康福祉部の事務職7名、専門職2名で代行実施し、昨日7月4日、事務職を14名に増員して対応いたしました。
- ・本日からは、全庁の職員による代行実施に移行し、全庁の事務職50名、健康福祉部の専門職6名程度に体制を拡大しております。
- ・なお、昨日の感染者数の急増を踏まえ、今後できるだけ速やかに100名規模の体制に移行することとして準備しており、引き続き感染状況に応じた保健所支援を迅速かつ柔軟に行ってまいります。

## （2）施設に対する幅広なPCR検査の実施方針（案）について

健康福祉部（健康福祉部長）

【資料5】

- ・これまで県では、各保健所において接触者に対する幅広検査を実施することによって、感染者を早期に発見し、感染拡大防止につなげてきたところです。
- ・昨年末からの第6波においては、本年1月に、一部保健所業務がひっ迫したことから、積極的疫学調査について発症日3日前以降の行動歴調査に重点化することや、接触者の調査・検査に関する対応として、事業者の協力によって検査を進める対応を行うこととし、調査・検査に関する保健所の対応を重点化して実施してきたところです。
- ・こうした重点化を行っても、このたびの感染急拡大によって、さらに業務がひっ迫した一部の保健所がございまして、施設の調査や幅広のPCR検査ができる体制の維持を図るために、次のとおり対応することとしたいと考えています。

- ・感染者数が急増し、業務の停滞が発生している保健所の管内においては、保健所が行う施設に対する幅広なPCR検査を重点化して実施することとします。なお、従来の対応が可能な保健所については、これまで同様の対応を行います。
- ・患者の発生場所等に応じて、①から④まで施設等を分類しています。それぞれの施設の濃厚接触者以外の幅広のPCR検査については、クラスターが発生している、又は発生のおそれがある場合は、さらなる感染防止の観点からこれまでどおり保健所が実施しますが、④事業所のうち、自ら行うことができる事業所は、事業所に実施してもらう対応とします。
- ・「それ以外の場合」の幅広なPCR検査の実施については、①ハイリスク施設と②保育所、幼稚園等に重点化して行う対応とします。具体的には、高齢者や基礎疾患有する者など重症化リスクが高い「ハイリスク者」が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設、障がい者施設等の①ハイリスク施設そして②ですが、マスク着用など基本的な感染対策の徹底が難しく、また、ワクチン接種の対象とならない乳幼児が利用する②保育所や幼稚園等は、これまでどおり保健所が実施します。③の学校等、及び④事業所については、濃厚接触者の検査は保健所で実施しますが、それ以外の方に対する幅広のPCR検査は行わないこととします。
- ・本日7月5日現在、この方針に該当する保健所は、松江保健所及び出雲保健所となりますが、今後の感染状況によっては、他の保健所も追加する可能性があります。

**【健康福祉部長】**

知事、以上のような認識と対応方針でよろしいでしょうか。

**【知事】**

はい。この内容で対応してください。

**(3) 新型コロナウイルス感染症患者特別要配慮者受入医療機関への**

**支援について (案) 健康福祉部 (健康福祉部長)**

**【資料6】**

- ・先ほど、患者発生状況でも説明しましたように、複数の高齢者施設において、クラスターが発生したことも影響して、現在、病床使用率が高くなっていますけれども、特別な配慮が必要な方の入院については、医療機関内の受入体制を調整するのに時間を要することから、こうした新型コロナウイルス感染症患者のうち、要介護者や認知症等、

特別な配慮が必要な方の入院を円滑に行うため、受入要請に応じた医療機関へ、支援金を支給することにより、こうした特別な配慮を必要とする患者の受入体制を整備することとしたいと考えています。

- ・具体的には、1人の患者につき1日あたり3万円を上限として支給することとし、事業期間は4月1日から半年程度、予算は5億円で、新型コロナウイルス感染症対策調整費により執行したいと考えています。

**【健康福祉部長】**

知事、説明した内容で進めてよろしいでしょうか。

**【知事】**

はい。この内容で進めてください。

**(4) 島根県の対応について**

防災部（防災危機管理課長）

島根県の対応（案）について

**【資料7】**

### 3. 知事指示事項

1. 県内の感染状況は、本日発表分の新規陽性者数がこれまでの過去最多であった424人の2倍近い755人となるなど、県東部を中心にこれまでにない多くの新規陽性者が確認されており、全県的にも拡大し始めています。

特に、出雲保健所管内における直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数は、6月26日の290人から、7月2日の642人となり、非常に急速に陽性者が増加している状況です。

こうした状況を踏まえ、先ほど説明のあった「島根県の対応」のとおり、県民及び事業者の皆様に、お願いをさせていただきます。

要請の期間は、令和4年7月7日（木）から当面の間とします。

主要事項について申し上げます。

2. すでに松江市、出雲市、安来市、雲南市において、飲食の際の人数を4人以下とするようお願いをしておりますが、4市以外の県内各市町村においても、飲食の際の人数を8人以下としていただき、時間についても複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間以内としていただくようお願いします。

ただし、同居する家族等での利用については、この人数制限は適用外とします。

これに伴いまして、会合を予定されていた県民の皆様や、これらの地域の飲食店の皆様には、大変厳しい内容を急きょお願ひすることになります。大変申し訳ない思いでありますけども、松江市、出雲市を中心とする県東部における陽性者数の急増が他の地域においても生じる可能性があると考える必要がございまして、これらの内容を予防的に実施する必要があると判断いたしましたので、ご理解いただきますよう、お願ひを申し上げます。

3. 出雲保健所においては、これまでにない陽性者数の急増により、業務がひっ迫しております。検査結果の連絡等の大事な仕事が遅れているといった状況にございまして、県民の皆様には、大変ご迷惑をお掛けしているところです。

県としましては、職員を50人増員し、出雲保健所の業務の一部を本庁で処理することとして、出雲保健所の機能が速やかに回復するように対応してまいりますけれども機能回復までには一定の時間を要すると考えております。

また、体制を強化しても、現在のような陽性者数が続くと、これまで行ってきた業務を継続するのは難しいものと考えております、松江市と共同設置しております松江保健所も同様の状況にあると認識しております。

4. このため、松江市とも協議し、出雲保健所と松江保健所においては、事業所や学校等でこれまで保健所が行っていた濃厚接触者以外の方への幅広なPCR検査について、その一部については行わないこととし、医療機関、高齢者施設、障がい者施設、保育所、幼稚園等については、これまでどおり継続していくことにより、重点化して実施することとします。

これまで、島根県では、幅広なPCR検査を実施して、感染拡大を防ぐという対応を続けてまいりましたが、今般の陽性者数の増加を踏まえますと、急増が続く地域においては、これまでのような幅広なPCR検査をこれまでと同様の形で行うことは困難であり、こういった重点化についてご理解をいただきたいと考えております。

この幅広なPCR検査の重点化につきましては、今の急増を踏まえた一時

的な措置です。感染状況が落ち着き、保健所の業務体制や検査体制が改善した場合には、これまで行ってきた幅広なP C R検査を再開していきたいと考えています。

5. 今後の高齢者施設における感染拡大や医療機関における感染拡大にも対応できるよう、特別な配慮が必要となる方々への入院措置が円滑に進むよう に、新型コロナウイルス感染症患者のうち、入院にあたり特別な配慮を要する患者を受け入れていただいた医療機関に支援金を支給して入院調整が円滑に進むように対応してまいります。

6. 新型コロナウイルスワクチンは、オミクロン株に対しても、追加接種により、重症化予防や発症予防の効果が期待できるとされています。

ワクチンを接種できる県民の方、特に18歳以上で2回目の接種を終えている方は、ワクチンの種類に関わらず、追加接種を検討していただくようお願い申し上げます。

7. 職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、「三つの密」の回避、手洗いなどの手指衛生、こまめな換気など、基本的な感染対策を徹底し、特に職場での「居場所の切り替わり」に注意していただくようお願いします。

8. 県としましては、県内と全国の感染状況を注視し、関係機関等と十分に連携しながら、感染拡大防止や、医療提供体制の確保に全力で取り組んでいく考えでありますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力を、重ねてよろしくお願いします。

# 第 75 回島根県対策本部会議

日時:令和4年7月5日（火）15:00～  
場所:県庁6階 講堂

## 1. 県内の患者発生状況等について

## 2. 島根県の対応について

## 3. 知事指示事項

### （配付資料）

（資料1）県内の患者発生状況等について	【健康福祉部】
（資料2）全国の感染状況について	【防災部】
（資料3）「感染状況のレベル」	【防災部】
（資料4）出雲保健所支援のための本庁での積極的疫学調査の代行実施について	【健康福祉部】
（資料5）施設に対する幅広なPCR検査の実施方針（案）	【健康福祉部】
（資料6）新型コロナウイルス感染症患者特別要配慮者受入医療機関への支援について（案）	【健康福祉部】
（資料7）島根県の対応（案）	【防災部】

## 新型コロナウイルス感染症の状況について

令和2年4月に県内で初めて陽性者が確認されてから令和4年7月4日までに、  
計21,840人の陽性者が確認されました。

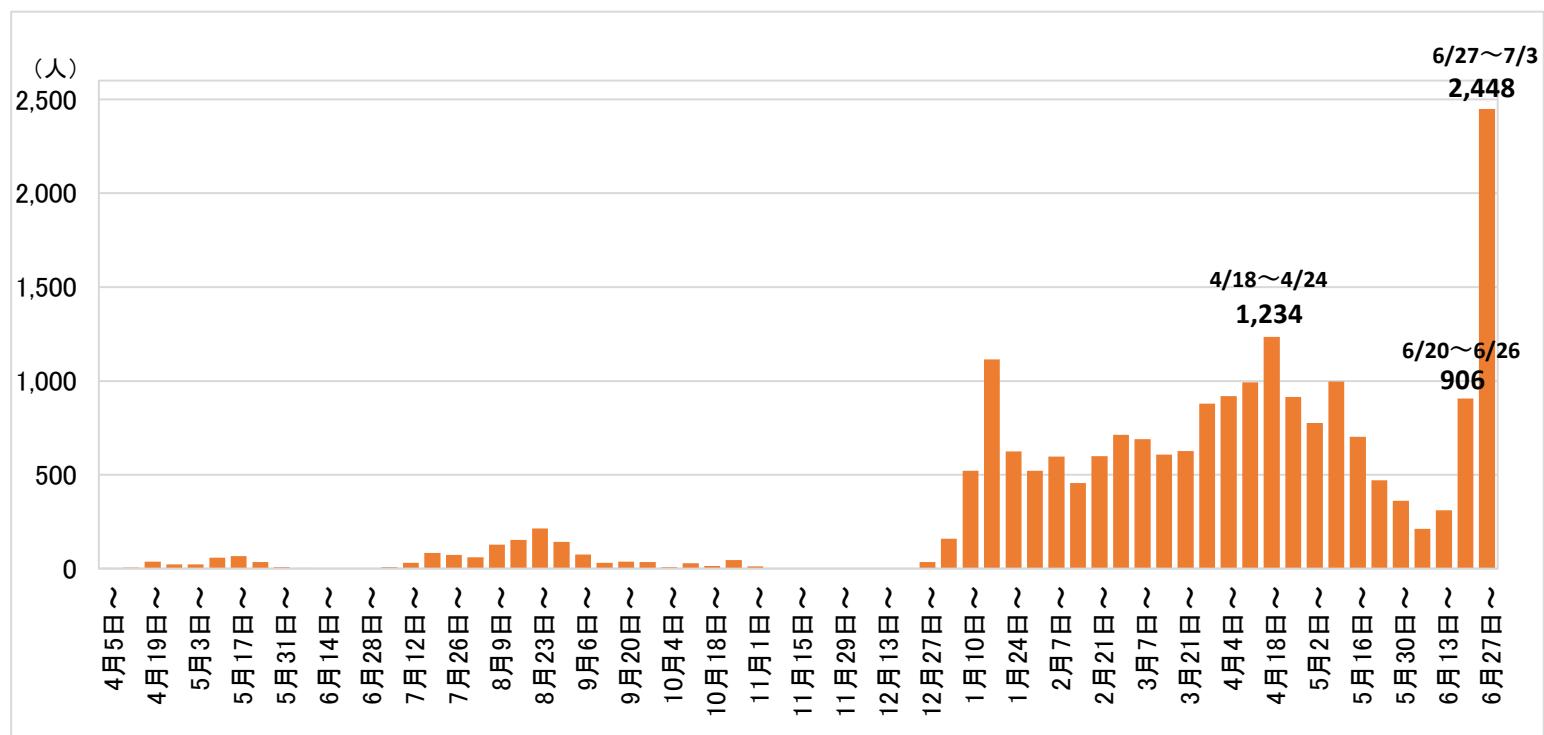
6月は2,980人、7月は4日までに1,886人の陽性者が確認されています。

### 1. 令和4年6月以降の陽性者の発生状況（7月4日確認分まで）

陽性判明日	陽性者数	居住地別内訳
6月1日	68人	松江市23人、浜田市1人、出雲市21人、益田市7人、大田市7人、安来市1人、雲南市7人、県外1人
6月2日	57人	松江市19人、浜田市1人、出雲市22人、益田市4人、大田市4人、安来市4人、雲南市1人、奥出雲町1人、隠岐の島町1人
6月3日	45人	松江市18人、出雲市19人、益田市4人、安来市2人、雲南市2人
6月4日	41人	松江市22人、浜田市2人、出雲市10人、益田市1人、大田市1人、江津市3人、雲南市1人、県外1人
6月5日	25人	松江市11人、浜田市2人、出雲市8人、江津市2人、雲南市1人、県外1人
6月6日	56人	松江市16人、浜田市1人、出雲市13人、益田市7人、安来市1人、江津市14人、雲南市3人、川本町1人
6月7日	47人	松江市14人、出雲市18人、益田市3人、大田市1人、安来市2人、江津市6人、雲南市3人
6月8日	37人	松江市12人、出雲市6人、益田市3人、安来市1人、江津市14人、津和野町1人
6月9日	21人	松江市7人、出雲市6人、益田市2人、江津市6人
6月10日	32人	松江市11人、浜田市1人、出雲市9人、益田市5人、安来市1人、江津市3人、雲南市1人、津和野町1人
6月11日	12人	松江市5人、益田市1人、大田市1人、江津市3人、邑南町1人、津和野町1人
6月12日	6人	松江市2人、出雲市1人、江津市2人、雲南市1人
6月13日	30人	松江市15人、浜田市1人、出雲市8人、益田市2人、江津市1人、津和野町1人、県外2人
6月14日	19人	松江市7人、出雲市5人、益田市1人、安来市2人、江津市3人、津和野町1人
6月15日	26人	松江市16人、浜田市1人、出雲市7人、江津市1人、県外1人
6月16日	52人	松江市45人、浜田市4人、出雲市2人、安来市1人
6月17日	62人	松江市20人、浜田市6人、出雲市23人、大田市1人、安来市1人、江津市6人、雲南市3人、県外2人
6月18日	66人	松江市18人、出雲市37人、大田市3人、安来市1人、江津市6人、雲南市1人

6月19日	55 人	松江市26人、浜田市3人、出雲市15人、江津市10人、雲南市1人
6月20日	89 人	松江市22人、浜田市5人、出雲市45人、益田市9人、安来市2人、雲南市4人、隱岐の島町2人
6月21日	98 人	松江市38人、浜田市7人、出雲市38人、益田市5人、江津市4人、雲南市3人、津和野町1人、県外2人
6月22日	128 人	松江市29人、浜田市8人、出雲市74人、益田市3人、大田市3人、江津市2人、雲南市7人、奥出雲町1人、県外1人
6月23日	125 人	松江市38人、浜田市4人、出雲市73人、益田市1人、大田市1人、安来市4人、江津市4人
6月24日	164 人	松江市27人、浜田市8人、出雲市112人、安来市5人、江津市1人、雲南市7人、奥出雲町1人、飯南町3人
6月25日	148 人	松江市30人、浜田市5人、出雲市77人、益田市2人、大田市1人、安来市25人、雲南市6人、飯南町2人
6月26日	154 人	松江市34人、浜田市2人、出雲市84人、益田市1人、大田市1人、安来市20人、雲南市8人、飯南町2人、県外2人
6月27日	305 人	松江市75人、浜田市1人、出雲市155人、益田市6人、大田市2人、安来市26人、江津市2人、雲南市20人、飯南町16人、隱岐の島町1人、県外1人
6月28日	283 人	松江市61人、浜田市1人、出雲市164人、益田市1人、大田市2人、安来市20人、江津市2人、雲南市18人、奥出雲町1人、飯南町12人、県外1人
6月29日	374 人	松江市92人、出雲市167人、益田市2人、大田市5人、安来市18人、江津市2人、雲南市25人、奥出雲町1人、飯南町8人、居住地確認中54人
6月30日	355 人	松江市92人、浜田市3人、出雲市126人、益田市2人、大田市10人、安来市23人、江津市1人、雲南市24人、奥出雲町2人、飯南町7人、津和野町1人、知夫村2人、隱岐の島町4人、県外1人、居住地調査中57人
6月計	2,980 人	
7月1日	424 人	松江市113人、浜田市3人、出雲市204人、益田市5人、大田市15人、安来市23人、江津市5人、雲南市17人、奥出雲町1人、飯南町7人、邑南町1人、県外2人、居住地調査中28人
7月2日	392 人	松江市52人、浜田市9人、出雲市155人、益田市3人、大田市20人、安来市22人、江津市3人、雲南市19人、飯南町9人、西ノ島町2人、知夫村4人、隱岐の島町8人、県外2人、居住地調査中84人
7月3日	315 人	松江市78人、浜田市13人、出雲市129人、大田市20人、安来市18人、雲南市15人、奥出雲町1人、飯南町3人、知夫村2人、隱岐の島町2人、県外1人、居住地調査中33人
7月4日	755 人	(保健所別内訳) 松江226人、雲南19人、出雲410人、県央47人、浜田35人、益田12人、隱岐6人
7月計	1,886 人	

## 2. 令和3年度以降の陽性者数の推移（週単位：7月3日確認分まで）



※上記日付は週単位（月曜日～日曜日）の集計

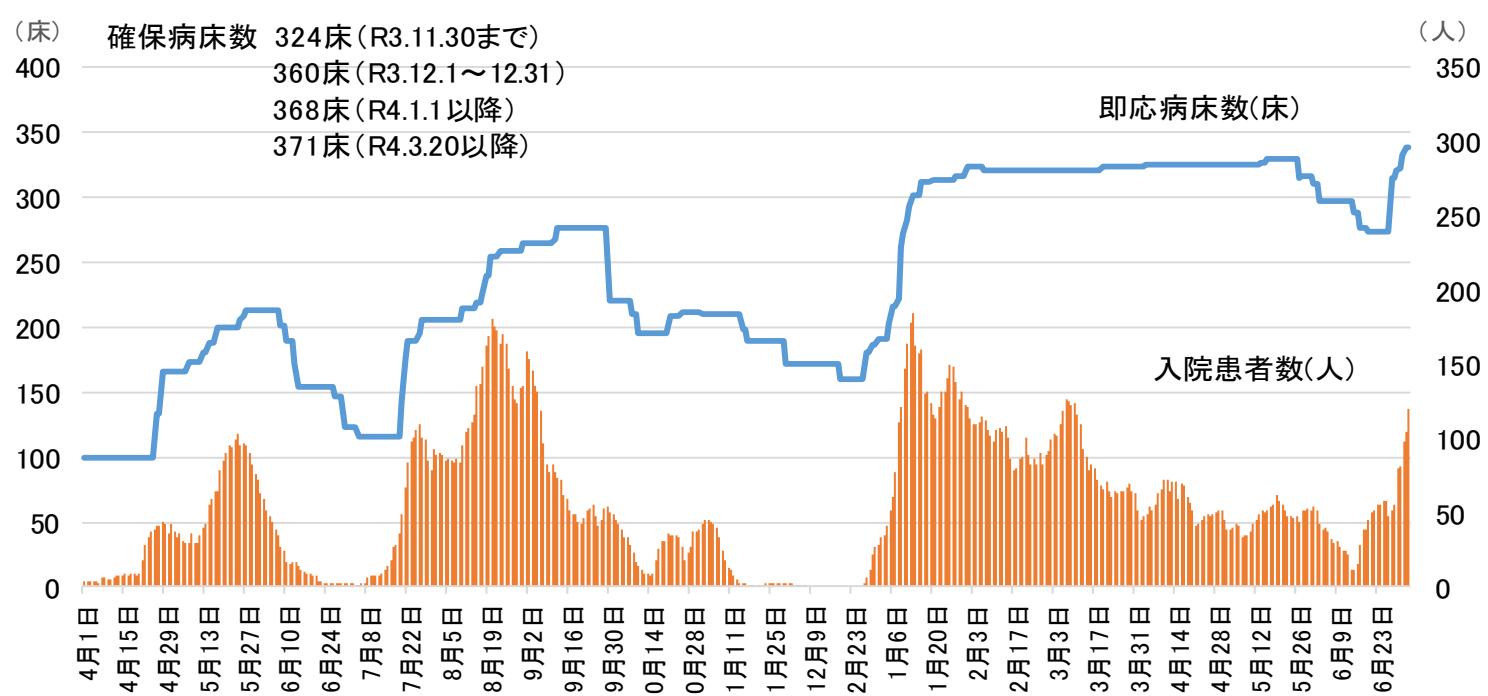
※直近は6/27～7/3までの集計（実績：2,448人）

## 3. 病床確保状況及び使用率（7月4日時点）

確保病床数 (A)		病床使用率	
	即応病床 (B)	確保病床 (C/A)	即応病床 (C/B)
371床	339床	32.3%	35.4%
入院患者数 (C)			
	重症	中等症	軽症
120人	0人	44人	62人
		無症状	2人

※入院患者数の内訳は症状調査中の場合もあるため、入院患者数と一致しない場合がある

（令和3年度以降の日別状況）



入院等調整済（入院等予定者） 312人  
調整中 1,251人

#### 4. 軽症者等の療養（7月4日時点）

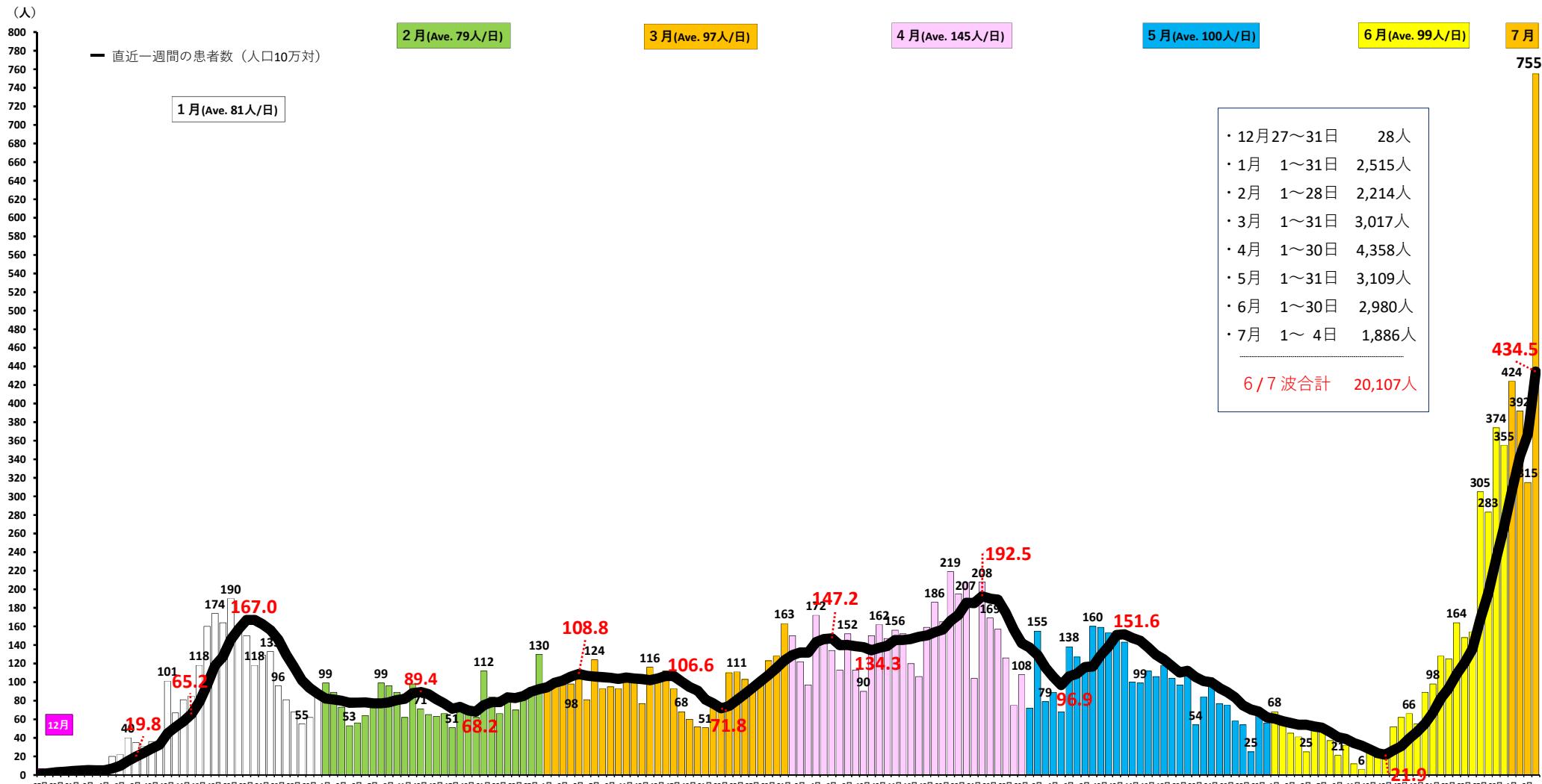
患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として3施設133室を確保

- ・しまね宿泊療養施設（松江市・80室）
- ・島根県立青少年の家「サン・レイク」（出雲市・33室）
- ・島根県立少年自然の家（江津市・20室）

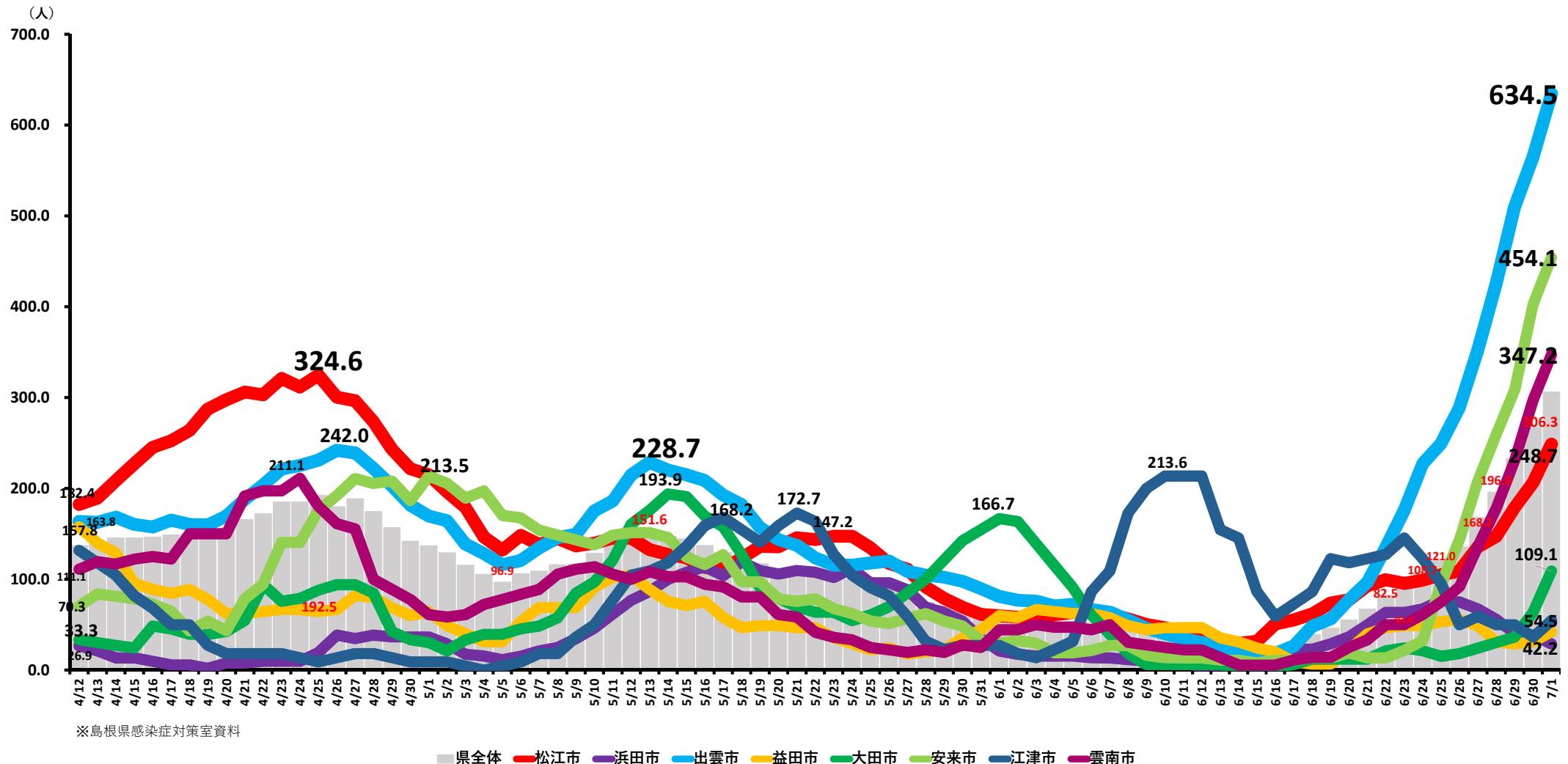
宿泊療養者数 19人

自宅療養者数 1, 777人

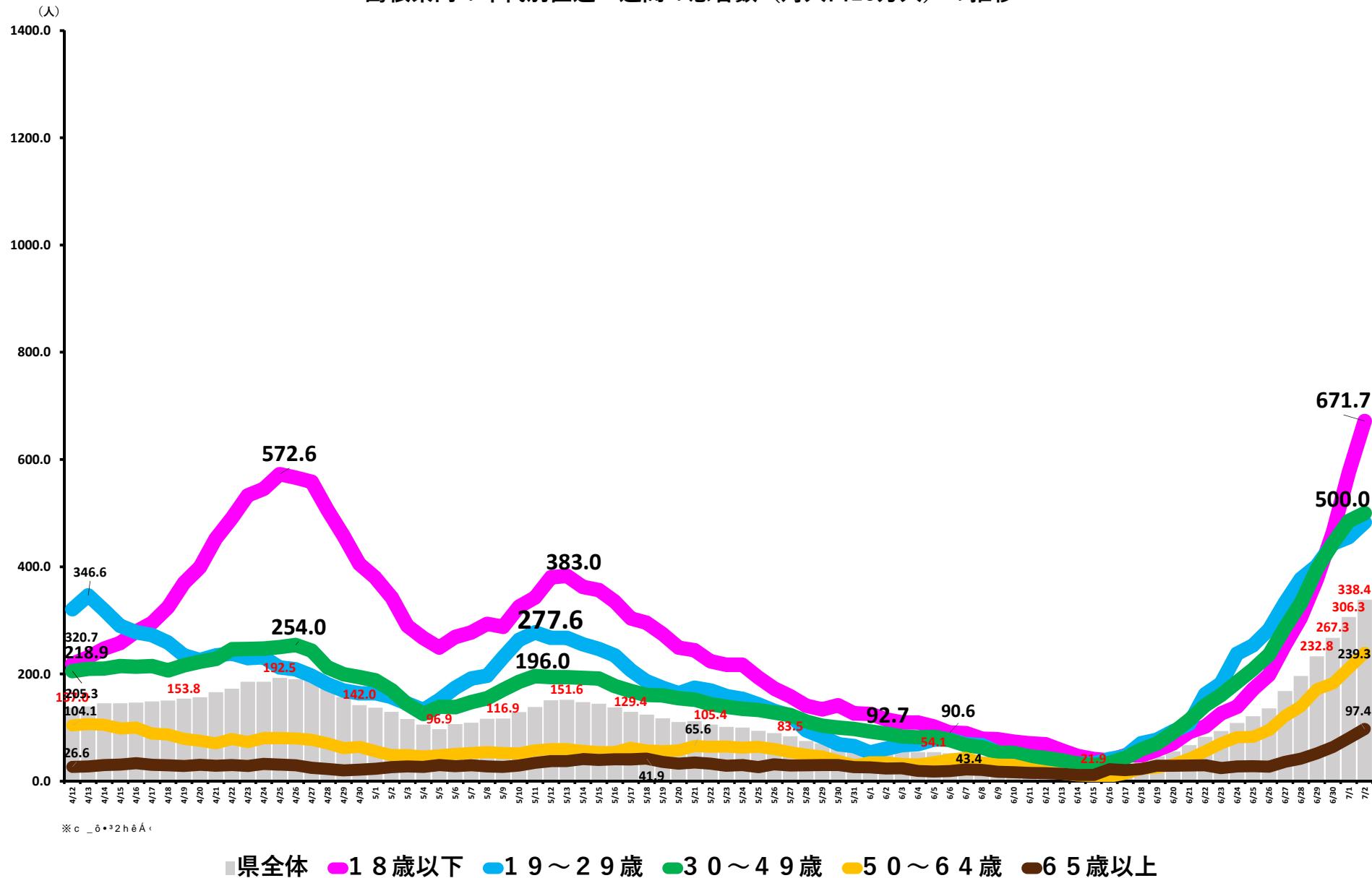
## 島根県内の新型コロナウイルス感染症患者数の推移（令和3年12月27日以降）



島根県内の直近一週間人口10万対患者数の推移 ー松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市

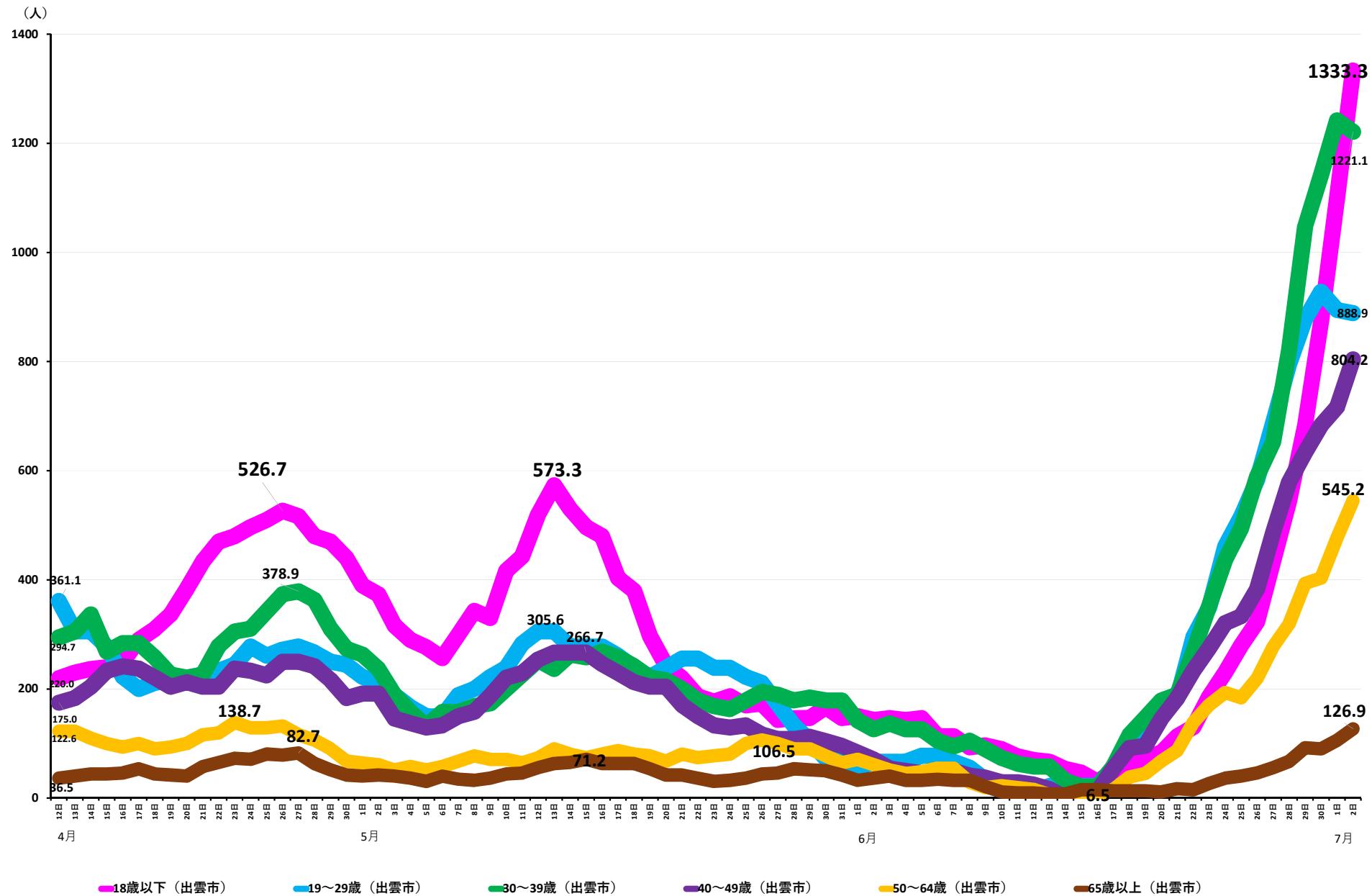


## 島根県内の年代別直近一週間の患者数（対人口10万人）の推移

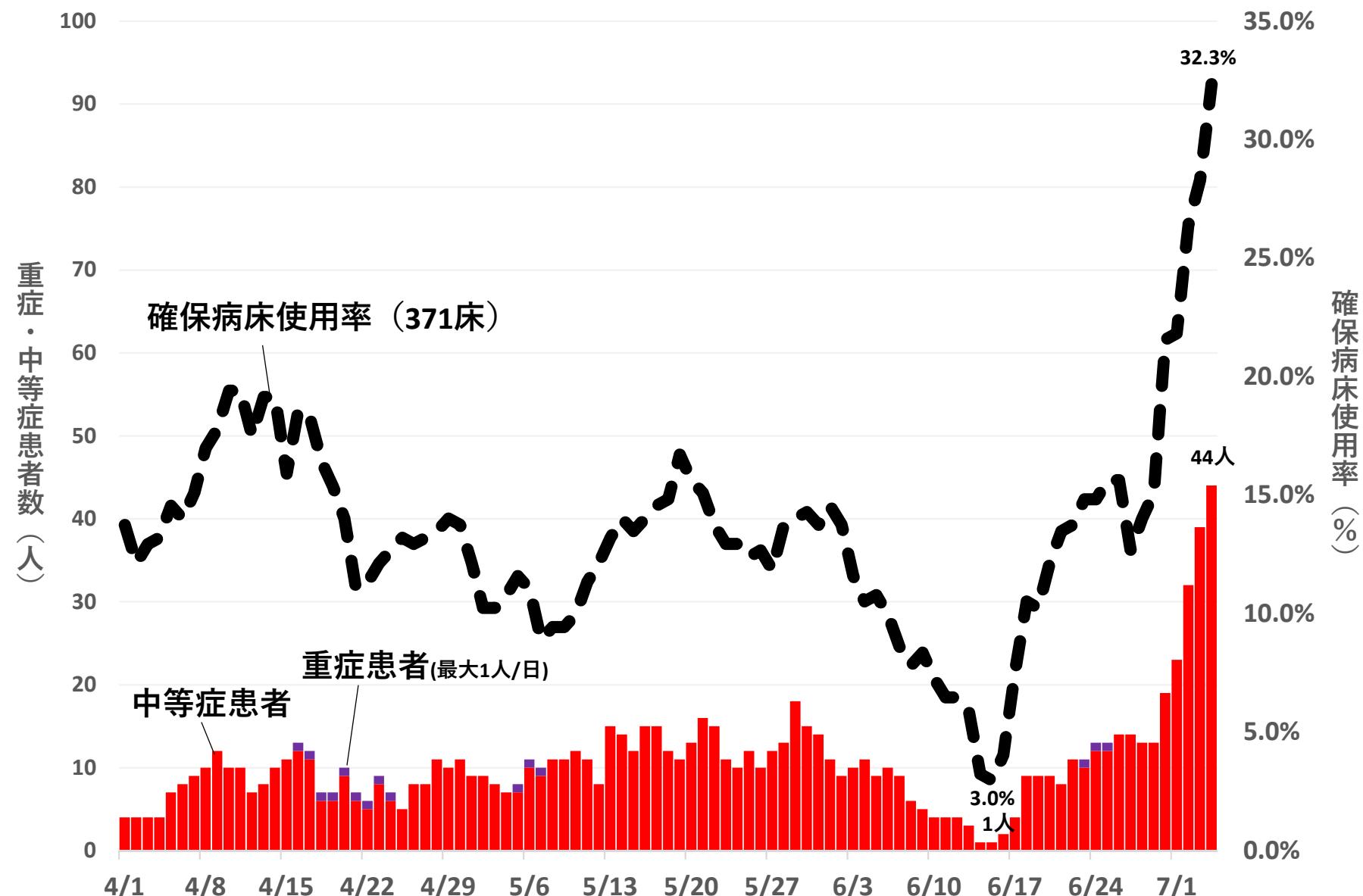


## 出雲市の年代別の直近一週間患者数の推移（人口10万人対）

令和4年4月12日（火）以降



## 令和4年度の確保病床使用率及び重症・中等症患者数の推移



令和4年7月5日10:00時点

## 全国の感染状況（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

No.	新規陽性者数				陽性者数・検査件数比 (陽性率) ※1	感染経路不明割合	死者数（人口10万人）			
	都道府県	6/20～6/26 人口10万人あたり（人）	都道府県	6/27～7/3 人口10万人あたり（人）						
1	沖縄	613.01	沖縄	703.17	熊本	32.6%	福岡	100.0%	大阪	24.37
2	熊本	168.99	島根	339.32	沖縄	31.4%	千葉	94.7%	奈良	18.27
3	佐賀	146.01	熊本	265.79	鹿児島	27.9%	神奈川	90.5%	京都	17.65
4	鹿児島	144.32	佐賀	259.14	佐賀	26.9%	宮城	86.2%	兵庫	15.62
5	島根	119.73	鹿児島	176.03	青森	26.7%	京都	83.3%	福岡	12.68
6	青森	119.50	宮崎	162.91	宮崎	24.4%	奈良	73.6%	愛知	12.42
7	長崎	116.80	東京	160.29	兵庫	23.6%	兵庫	71.0%	千葉	12.25
8	宮崎	116.22	大阪	158.76	滋賀	23.4%	大阪	69.3%	高知	11.89
9	福井	106.12	福岡	151.68	島根	19.5%	石川	67.8%	北海道	11.83
10	高知	102.58	長崎	149.66	愛知	18.7%	東京	61.6%	広島	10.45
11	東京	101.47	愛媛	143.09	愛媛	18.6%	埼玉	60.7%	東京	10.09
12	福岡	96.94	大分	142.47	高知	18.6%	富山	58.2%	神奈川	9.99
13	大阪	96.76	青森	129.78	富山	18.2%	栃木	56.4%	宮崎	9.88
14	愛媛	85.96	和歌山	127.78	長崎	17.7%	福島	56.3%	佐賀	9.82
15	北海道	79.83	高知	117.05	福岡	17.0%	岐阜	56.0%	熊本	9.67
16	広島	78.82	鳥取	109.53	京都	16.7%	宮崎	54.6%	香川	9.41
17	京都	77.39	愛知	106.50	福井	15.9%	香川	53.5%	鹿児島	8.99
18	兵庫	76.18	京都	105.69	神奈川	15.7%	山梨	52.3%	三重	8.31
19	愛知	75.91	兵庫	102.93	北海道	14.4%	長崎	49.7%	栃木	8.27
20	滋賀	75.88	神奈川	102.53	三重	14.1%	群馬	48.3%	滋賀	8.27
21	徳島	72.66	三重	95.62	山口	13.5%	北海道	47.9%	埼玉	8.24
22	神奈川	70.48	福井	95.44	東京	13.1%	沖縄	47.5%	茨城	7.90
23	石川	69.77	広島	92.48	埼玉	12.7%	山形	46.7%	群馬	7.52
24	三重	65.75	岐阜	92.45	徳島	12.3%	青森	42.5%	大分	7.14
25	山口	64.21	埼玉	91.92	大阪	11.9%	三重	42.1%	山口	6.48
26	鳥取	64.03	千葉	89.79	千葉	11.9%	和歌山	40.2%	岐阜	6.44
27	富山	62.84	山口	89.62	岐阜	11.7%	静岡	40.2%	岡山	6.14
28	岡山	61.69	滋賀	83.73	茨城	11.2%	長野	40.0%	沖縄	6.13
29	岐阜	61.00	石川	78.56	宮城	11.1%	岡山	39.4%	青森	6.10
30	埼玉	60.84	北海道	75.81	奈良	10.6%	佐賀	33.3%	和歌山	6.05
31	宮城	60.75	奈良	74.21	大分	10.5%	茨城	33.2%	静岡	5.82
32	和歌山	60.65	香川	69.87	岡山	10.4%	愛媛	32.7%	石川	5.62
33	大分	55.33	静岡	67.26	静岡	9.6%	秋田	32.6%	長野	5.27
34	千葉	54.90	徳島	66.62	栃木	9.1%	広島	32.2%	山梨	4.81
35	奈良	53.76	宮城	61.58	岩手	8.9%	鹿児島	31.7%	秋田	4.66
36	茨城	53.08	岡山	61.27	広島	8.8%	高知	31.1%	愛媛	4.56
37	香川	51.05	富山	59.00	群馬	8.7%	山口	29.5%	富山	4.21
38	静岡	47.48	茨城	53.85	和歌山	8.6%	島根	29.0%	長崎	3.99
39	山梨	42.91	山形	52.60	香川	8.0%	熊本	28.2%	山形	3.80
40	群馬	42.53	山梨	47.72	新潟	7.8%	大分	27.2%	岩手	3.59
41	岩手	41.73	岩手	44.66	鳥取	7.5%	岩手	24.5%	宮城	3.56
42	山形	40.72	長野	39.78	山形	7.3%	鳥取	22.8%	福島	2.76
43	長野	37.63	群馬	37.13	長野	7.2%	新潟	21.6%	鳥取	2.70
44	福島	37.59	栃木	36.35	秋田	6.5%	徳島	20.5%	徳島	2.61
45	新潟	36.21	新潟	35.99	福島	4.8%	福井	7.0%	島根	1.63
46	栃木	31.95	福島	30.01	石川	3.7%	愛知	—	新潟	1.30
47	秋田	24.02	秋田	21.84	山梨	3.0%	滋賀	—	福井	0.91

## 【出典】

人口数：人口推計 第4表 都道府県、男女別人口及び人口性比一総人口、日本人口（2019年10月1日現在）

陽性者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（7月4日）

陽性者数・検査件数比、感染経路不明割合：厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）について」（7月1日）

死者数：厚生労働省公表のオープンデータを基に作成。国のデータ集計の問題から、実際の数値とは誤差あり。

※1：分子の「各都道府県の発表日ベースの新規陽性者数（疑似症患者を含む）」に対し、

「検査件数（退院時検査等を含む）」を分母として機械的に算出した値であり、いわゆる「陽性率」とは異なる点に留意。

資料3

令和4年7月5日10:00時点  
(6月28日～7月4日)

令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「新たなレベル分類の考え方」

レベル	状況	目安	従来の分類 (ステージ)
レベル0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況	—	I
レベル1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	—	II
レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができる状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確保病床の使用率 20%以上 (最大確保病床数 <u>371</u>床 使用状況 <u>120</u>床) (7/5 10時現在 <u>32.3%</u>)</li> <li>・直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が15人以上 (7/5 10時現在 <u>434.48</u>人/10万人/週)</li> </ul> <p>注1</p>	III (IIIの最終局面)
レベル3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができない状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病床使用率 50%超 (7/5 10時現在 <u>32.3%</u>)</li> <li>・重症病床使用率 50%超 (0/28床 <u>0.0%</u>)</li> <li>・予測ツールや様々な指標に基づき、「3週間後に必要とされる病床数」が最大確保病床数に到達した場合</li> </ul> <p>注2</p>	IV
レベル4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況	—	

・各レベルの適用については、感染状況や医療ひつ迫の状況等を考慮し、新規陽性者数、今週先週比、入院率等の参考指標を用いて、総合的に判断する。

注1 保健所のひつ迫も考慮し、病床使用率や新規陽性者数も含め、各都道府県が具体的な数値を設定

注2 政府分科会の目安に準拠

参考指標

令和4年7月5日10:00時点  
(6月28日～7月4日)

令和3年4月15日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」

指標	医療提供体制の負荷			感染の状況			監視体制 (参考)	
	①病床のひっ迫具合		②療養者数 (入院者、自宅・宿泊療養者の合計)	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合		
	入院医療注1	重症者用病床						
国指標	ステージIII	確保病床の使用率 <u>20%以上</u>	入院率 <u>40%以下</u>	確保病床の使用率 <u>20%以上</u>	人口10万人当たりの全療養者数 <u>20人以上</u>	<u>5%以上</u>	<u>15人/10万人/週以上</u> <u>50%以上</u>	
	ステージIV	確保病床の使用率 <u>50%以上</u>	入院率 <u>25%以下</u>	確保病床の使用率 <u>50%以上</u>	人口10万人当たりの全療養者数 <u>30人以上</u>	<u>10%以上</u>	<u>25人/10万人/週以上</u> <u>50%以上</u>	
県の状況 【7/5 10:00時点】		・確保病床の使用率 <u>32.3%</u> ・入院率 <u>3.4%</u>  ・最大確保病床数 371床 ・使用状況 120床	・確保病床の使用率 <u>0.0%</u>  ・最大確保病床数 28床 ・使用状況 0床	人口10万人当たりの全療養者数 <u>521.59人</u>  全療養者 3,479人 (入院者 120人) (宿泊療養者 19人) (自宅療養者 1,777人) (入院等予定者 312人) (入院等調整中 1,251人)	<u>13.6%注2</u>  6/20～6/26 906人 /6,665件	<u>434.48人/10万人/週</u>  6/28～7/4 2,898人	<u>16.4%</u>  6/27～7/3 175人/1,066人 ※調査中を除く	<u>2.58</u>  【6/21～6/27】1,122人 【6/28～7/4】2,898人

注1 確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において最大限確保した病床をいう。入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。入院率の数値は、厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（6指標）」より引用。

注2 県のPCR陽性率は、PCR検査・抗原検査等の総数を使用。

健 康 福 祉 部  
令和 4 年 7 月 5 日

## 出雲保健所支援のための本庁での積極的疫学調査の代行実施について

### 1. 出雲保健所の状況

管内の新規陽性者数が、これまで 1 日当たり 200 人前後で推移し、現在の保健所の人員では、陽性判明日の翌日に陽性の告知や行動制限の依頼等ができなくなるなど、積極的疫学調査に遅れが生じ、業務が停滞している状況

### 2. 調査の実施体制の変更

出雲保健所が行う積極的疫学調査の一部の業務を本庁で代行することとし、保健所が施設の調査や幅広検査の実施に専念できる体制を確保

#### （1）業務内容

陽性の告知、行動制限の依頼、基本情報やメディカルスクリーニングに必要な基礎疾患等の情報及び行動の調査、家族への検査案内等

#### （2）実施体制

##### ① 健康福祉部の職員による代行実施（6/30～7/4）

- 6/30（木）～7/3（日） 健康福祉部の事務職 7 名、専門職 2 名
- 7/4（月） 健康福祉部の事務職 14 名、専門職 2 名

##### ② 全庁の職員による代行実施（7/5 以降）

- 全庁の事務職 50 名、健康福祉部の専門職 6 名程度
- 感染者数の急増を踏まえ、今後できるだけ速やかに事務職 100 名規模の体制に移行

## 資料5

健康福祉部  
令和4年7月5日

### 施設に対する幅広なPCR検査の実施方針（案）

感染者数が急増し、業務の停滞が発生している保健所管内においては、保健所が実施する施設に対する幅広のPCR検査を重点化（網掛け部分について変更）して実施する。

なお、従来の対応が可能な保健所については、これまでどおり対応する。

7月5日現在、この方針に該当するのは、松江保健所及び出雲保健所管内である。※今後の感染状況によっては追加もあり得る。

患者等の発生場所等	濃厚接触者以外の幅広なPCR検査	
	クラスターが発生している、又は発生のおそれのある場合	左記以外の場合
① ハイリスク施設（医療機関、高齢者施設、障がい者施設等）	実施	実施
② 保育所・幼稚園等	実施	実施
③ 学校	実施	実施しない (濃厚接触者は実施)
④ 事業所（①・②・③を除く）	実施（自ら行うことができる事業所を除く）	実施しない (濃厚接触者は実施)

健 康 福 祉 部  
令和 4 年 7 月 5 日

## 新型コロナウイルス感染症患者特別要配慮者受入医療機関への支援について（案）

### 1 目的

今後の感染の急拡大に備え、新型コロナウイルス感染症患者のうち特別な配慮が必要な者の入院を円滑に行うため。

### 2 概要

新型コロナウイルス感染症患者のうち入院に当たり特別な配慮を要する患者を受け入れた医療機関へ支援金を支給する。

### 3 内容

#### (1) 特別な配慮を要する患者の範囲

要介護者、認知症等のコロナ患者

#### (2) 支給先

特別な配慮を要する患者の入院を受け入れた医療機関

#### (3) 支給単価

介護度等	1 日あたり単価
要介護 (3~5)	30,000 円
認知症等	
要介護 (1~2)	15,000 円

#### (4) 事業期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 9 月 30 日

### 4 予算

500,000 千円（新型コロナウイルス感染症対策調整費を執行）

## 島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請する。

要請の期間は、令和4年7月7日から当面の間とする。

### 1. 都道府県をまたぐ移動

帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動については、行き先の都道府県の要請を確認の上、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと。ただし、発熱等の症状がある場合は控えること。

また、県外のご家族やご親戚などが自宅に滞在する場合や、県外の個人宅等に滞在する場合は、自宅・個人宅等でも家庭でできる感染防止対策を徹底すること。

### 2. 基本的な感染対策の徹底

職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」

### (5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること。

## 3. 家庭や職場等での健康管理

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

## 4. 無料検査の受診

感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。なお、この要請については、要請の期間を 7 月 31 日までとする。(特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

## 5. 飲食店等の利用

飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、こうした店舗を利用することを前提として、

(1) 飲食の際の人数を次のとおりとすること。

① 松江市、出雲市、安来市、雲南市の飲食店等を利用する場合

は、4人以下とすること。

② その他の地域の飲食店等を利用する場合は、8人以下とする

こと。

ただし、同居する家族等での利用については、これらの人数制

限を適用しない。

(2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で

2時間を限度とすること。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること。

## 6. ワクチンの追加接種

新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進め、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと。

## 7. 業種ごとのガイドライン遵守

感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

## 8. イベント開催の目安

イベント等については、「島根県の対応（別紙）」に示す要件に沿つて開催すること。（特措法第24条第9項に基づく要請）

## 9. 接触確認アプリの活用

厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。

## 10. 事業所での接触低減の取組

事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。

## 11. 訹謗中傷や差別の防止

感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上などの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと。

## 島根県の対応（令和4年6月24日島根県対策本部決定）

## 【令和4年6月24日以降のイベント等開催制限の目安について】

- (1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和4年2月18日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和4年2月18日付け事務連絡）に基づき、令和4年2月21日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする②それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声あり）（注1）又は100%（大声なし）とする。

	①感染防止安全計画を策定（注2）	②その他 (安全計画を策定しないイベント)
人数上限 (注4)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
収容率 (注4)	100% 大声なしの担保が前提	大声なし100%、大声あり50%以内 (席がない場合は十分な間隔)

(注1) 令和3年11月19日付け事務連絡等により、「大声」を「観客等が、(ア) 通常よりも大きな声量で、(イ) 反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

(注2) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。様式は別に定める。

(注3) 様式は別に定める。

(注4) 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする。

- (2) 大規模なイベント等（参加者5,000人超かつ収容率50%超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。
- (3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト（注3）を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から1年間保管すること。
- (4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人ととの距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくや、接触確認アプリ（COCOA）等を活用すること。
- (5) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和4年5月23日付け事務連絡を確認すること。